

# 仮執行宣言申立書

事件番号 令和5年(ロ)第123号  
債権者 〇〇〇〇  
債務者 〇〇〇〇

債務者は、支払督促正本の送達を受けながら、法定期間内に督促異議の申立てをしない。  
また、債務者は、内金120,000円の弁済をしたので、次のとおり 別表のとおり  
充当したが、残額の支払をしない。

最終支払年月日	元金への充当額	残元金
R 5 . 6 . 6	120,000 円	180,000 円

各弁済期日までの遅延損害金は放棄する。

よって、債権者は、下記金員について、仮執行宣言を求める。

## 記

- 金 180,000 円  
金 円及びこれに対する令和 年 月 日から支払済みまで  
年 %の割合による遅延損害金
- 督促申立手続費用 金 3,999 円
- 仮執行宣言手続費用

合計 (郵便切手で納めてください。)	債権者への正本送達費用	債務者への正本送達費用
<input type="checkbox"/> 1,204 円	0円(来庁して受領)	債務者1名につき
<input checked="" type="checkbox"/> 1,298 円	94円(普通郵便) 送達に代えて送付に同意(法391条2項)	1,204円(特別送達)
<input type="checkbox"/> 2,408 円	1,204円(特別送達)	
<input type="checkbox"/> 円	円	円

※ 債務者への送達結果について、書面による通知を希望される方(ただし、費用には含めません。)

- はがき 1枚  
または  
 84円(切手で納めてください。)

- 追加手続費用(支払督促正本の再送達費用等)  
金 1,414 円

支払督促申立時以降に追加予納した郵便切手についても請求することができます。ただし、追加額の全てが認められるとは限りません。

支払督促申立書に押印したものを使用してください。

令和5年10月3日

債権者

〇〇〇〇



徳島簡易裁判所 裁判所書記官 殿

※ 項目を選択する場合は、□欄に「」をつけてください。

裁判所記載欄	
郵便切手	円
はがき	枚

